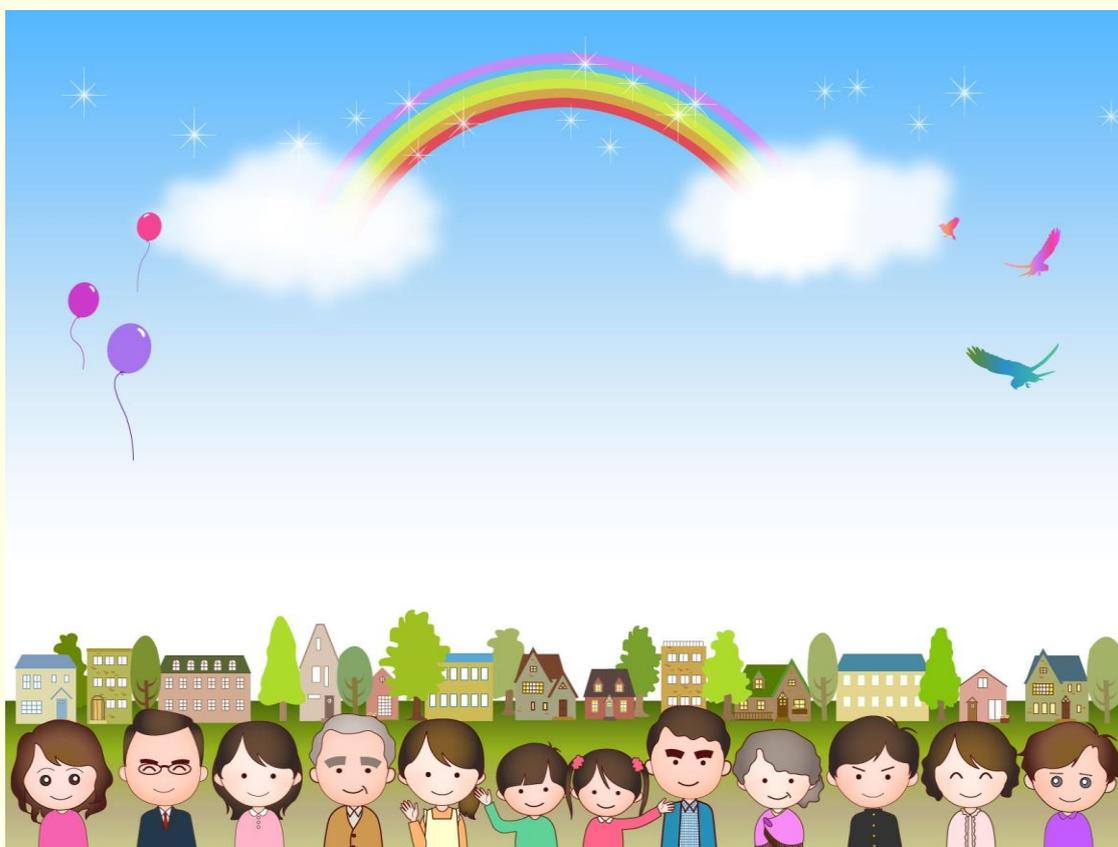


# 西条市人権文化のまちづくり基本計画

～みんなでつくる人権文化のまち西条～

(ダイジェスト版)



西 条 市

# 1 基本的な考え方

## すべての市民の人権が真に尊重される 人権文化の花が咲くまち西条市の実現

### 基本計画の目指すもの

#### 自己実現の尊重

一人ひとりの様々な生き方が否定されることなく、その個性や能力を十分に発揮される機会の保障が重要です。お互いの自己実現を尊重していくためには、相手の立場に立って考え、行動することが求められます。すべての人が自分らしい生き方のできる地域社会の実現を目指します。

#### 共同参画の保障

性別や年齢、出身などによって生きるための可能性を否定されることなく、誰もが地域社会の一員として、あらゆる分野への参画が保障されることが重要です。

特に、政策決定の場に当事者が参加し、意見を表明できる機会が保障されることが求められています。すべての人が平等に参加できる地域社会の実現を目指します。

#### 共生社会の実現

すべての人がそれぞれの多様な文化や価値観を尊重し、それぞれの個性や生き方を認め、共に生きているという認識を持ち、他人を思いやる心が大切です。

ユニバーサルデザインの考え方にとり、またSDGsの取組に対応して、すべての人が障がいの有無、性別や国籍の違い、年齢、出身などに関係なく、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

### 基本計画の性格

この基本計画は、部落問題をはじめとするあらゆる人権侵害をなくし、人権文化の根付いた明るく住みよい西条市の実現のために制定した「西条市人権文化のまちづくり条例」第4条の規定に基づき策定するものです。



### 計画改定の趣旨

この基本計画は、すべての分野にわたり人権に配慮し、人権文化のまちづくりに関する施策を積極的に推進するとともに、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の高揚を図り、人権侵害をなくするため、関係機関と連携し、人権教育及び啓発に努めるためのものであり、市民が、自らが人権文化の担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めていくための基本的な考えを示すものです。

また、基本計画は、市の現状と課題を踏まえるとともに、今後の社会経済情勢や国及び県の施策の動向に柔軟に対応しながら、人権に関する施策の総合的かつ効果的な取組を推進することを趣旨としています。

## 2 あらゆる場を通じた人権教育 及び啓発の推進

### 学校

- 幼児児童生徒の発達段階に応じた人権学習の推進
- 高齢者や障がい者、外国人との交流学習の充実
- 教職員の人権に対する正しい理解や認識を深め、指導力の向上を図る研修の推進



### 地域・家庭

- 子育てや高齢者介護、障がい者への理解などに関する学習機会の確保と情報提供
- 固定的な役割分担意識にとらわれることなく男女が協力して、子育てや家事などを行うような意識づくりの推進
- 地域に暮らす人々が生涯を通じて人権について学習できるように学習プログラムの研究、指導者の育成など、社会教育における推進体制の充実

### 継続的な情報発信

- 西条市広報「人権・同和教育シリーズ」啓発記事の掲載
- タイムリーな情報発信「人権の日のチラシ」の情報発行
- 人権問題の学習教材や人権に関する情報の収集を行い市民に対し、正しい知識の普及

### 職場・企業

- セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、性別などによる不当な差別などのない、働きやすい職場環境づくりの推進
- 就職の機会均等を図るための公正な採用選考システムの確立
- 本人の適性や能力を引き出す観点に立った採用について、ハローワークと連携し啓発の推進

### 3 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

人権の擁護に深いかかわりを持つ職業に従事している、公務員（市職員）、教職員、保健・医療・福祉関係者などに対しては、その職務の性質上、より一層人権に配慮することが求められています。人権尊重の理念が浸透し、効果的な人権・同和教育が行われるよう積極的な支援に努めます。

 公務員（市職員）	<p>職員一人ひとりが人権問題の解決を自らの課題として受け止め、それぞれの職務において人権尊重の視点に立った対応ができるよう、市職員の階層ごとの研修カリキュラムに人権・同和教育を盛り込むほか、各部署における人権問題とのかかわりを明らかにした上で、対応マニュアルの作成など、各課が連携、協力し、人権文化のまちづくりを実現していきます。</p> <p>また、市職員は、地域の人権・同和教育の推進者であるとの認識のもと、地域においてリーダー的な役割を担うとともに、小地域懇談会などに積極的に参加し、適切な指導及び助言が行えるように資質の向上に努めます。</p>
 教職員	<p>教職員が自己の社会的役割を自覚し、人権教育の主たる担い手として、学校訪問を活用するなど、地域や関係機関を巻き込んだ実践教育ができるよう、効果的な人権教育の推進に努めます。</p> <p>また、子どもたちにとって安心して学びのできる場に学校がなることを目指し、教員だけでなく、教職員全員が人権・同和教育に取り組み、人権感覚を磨いていきます。</p>
 保健・医療 福祉関係者	<p>保健・医療・福祉関係者に対して、きめ細かな人権感覚を身に付け、相手の立場に立った利用者本位の医療・介護等の遂行が図られるような研修の充実に努めるとともに、それぞれの職場における人権・同和教育への取組を支援します。</p>

## 4 推進体制

### 市の推進体制

市が行うすべての業務について、人権にかかわりのない仕事はなく、職員一人ひとりが人権尊重の視点に立った行政を推進していくことが求められています。

市では、基本計画に基づいた人権施策を推進するために、関係部署が協力、連携し、市のあらゆる行政分野で人権尊重の理念を基礎としたまちづくりを、総合的、全庁的かつ積極的に推進します。

### 国、県及び他市町との連携

### 各種関係機関との連携

### 市民に期待される役割

市民自らが人権文化のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めることが重要です。



## 5 重要課題への対応

- 部落問題への正しい理解と認識を深めるための教育及び啓発の推進

- 学校教育、社会教育、企業における啓発の推進

- 市民意識調査の実施

- 男女の人権の尊重
- 女性の参画拡大

- 男女共同参画への意識づくり

- 家庭生活と仕事、地域活動の両立支援

- 子どもの人権に理解を深めるための啓発の推進

- 母子保健対策の充実と子どもの健康確保及び増進

- 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

- 子育てを支援する生活環境の整備

- 児童虐待防止対策の充実

- 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進

- 高齢者虐待の防止

- 介護サービス等の質の向上と介護予防の推進

- 障がいに対する正しい理解の普及啓発と差別解消に対する取組

- 障害者差別解消法に関する取組

- 発達障がいを含むすべての障がい児たちの生きる力を育むための教育、育成の充実

- 障がい福祉サービスの質の向上

- 障がい者の自立と社会参加

- 多様な文化を尊重し、共生の心をはぐくむ教育の推進

- 国際理解の推進と交流の促進を図る

- 外国人が暮らしやすい地域社会づくりの推進

- HIV感染症について正しい知識の普及と理解の推進

- 感染拡大の防止、偏見や差別意識解消のための教育及び啓発の推進

### 部落問題

部落問題は、我が国固有の人権問題であり、結婚問題を中心に依然として根深く存在している最も重要な課題です。相談体制の充実、効果的な教育及び啓発の推進により部落問題の解決に努めます。

### 女性

従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずあります。性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を推進します。

### 子ども

子どもを取り巻く環境は、非常に厳しい状況にあります。子どもの人権の尊重、権利の擁護に向けて取り組み、地域の子育ての支援を推進します。

### 高齢者

高齢者が安心して自立した生活を送ることができるよう、介護サービスの質の向上、認知症の理解、介護に対する取組を推進し、社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるように地域社会づくりを推進します。

### 障がい者

障がい者の自立と社会参加の促進やコミュニケーション手段、建物の段差等の障壁の改善を図るとともに、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるように、地域社会づくりや教育及び啓発を推進します。

### 外国人

国際交流が進んでいる一方、様々な問題が起こっています。このような問題をなくすためには、お互いに多様な違いを正しく認識した上で、国籍や民族を問わずすべての人が同じ人間として尊重しあい、共生できる地域社会の実現に努めます。

### エイズ患者・HIV感染者

エイズに対する正しい知識と理解を持ち、感染拡大の防止に努めるとともに、エイズ患者・HIV感染者に対する偏見及び差別意識の解消を図るまちづくりを推進します。

### ハンセン病問題

ハンセン病に対する偏見や差別意識の解消を進めるとともに、療養所入所者の社会復帰を支援し、安心して暮らせる地域づくりに努めます。

### 性的指向・性自認

性的指向や性自認に関する偏見や差別が当事者を苦しめており、私たち一人ひとりが、正しい理解と認識を深めるよう推進します。また性的マイノリティの人々が地域社会で安心して暮らせる教育及び啓発活動に努めます。

### 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、直接的被害はもとより様々な二次的被害に苦しんでいます。こうした被害者等が被害から回復し、平穏な生活が営めるよう権利利益を保護するための施策を総合的に推進します。

### インターネットによる人権

インターネットの匿名性を悪用し、誹謗中傷、プライバシーの侵害、名誉棄損など大変深刻な問題となっており、適切に対応していけるよう、情報モラルの向上を図り、関係機関等と連携を強化し適切な対応に努めます。

### 北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮による日本人の拉致は、我が国の主権及び人権に対する重大かつ明白な侵害であるため、拉致問題に対する市民の関心と認識を深めるよう努めます。

### 被災者

風水害や土砂災害、地震等の災害時において、要配慮者や女性等の人権に配慮し、被災者の視点に立った支援や体制の構築を促進します。

### その他

- 刑を終えて出所した人
- アイヌの人々
- ホームレス・生活困窮者
- 人身取引
- ハラスメント
- その他

- 個人情報の流出などプライバシーの保護に関する問題
- 難病や感染症などの患者の人権に関する問題
- 旧優生保護法下の強制不妊手術に関する問題
- ひきこもりに関する問題
- 新型コロナウイルス感染症に関する問題

- 社会復帰への支援

- 名誉回復と偏見や差別意識解消のための教育・啓発の推進

- ふるさととの交流

- 患者・回復者の意向を踏まえた施策の推進

- 性的指向や性自認について正しい知識を持ち、偏見や差別が解消されるよう、公務員、教員、企業、職場、市民に対して幅広い教育及び啓発を推進します。

- 当事者が不利益を被ることのないよう理解と協力を得るための取組

- 教育機関の取組

- 教育活動や市民への啓発活動を推進する。

- 社会全体で被害者等を支え、被害者も加害者も出さないまちづくりに向けた機運の醸成

- 子どもに対する啓発の推進

- 市民に対する啓発の推進

- 差別書き込みへの対応

- 拉致問題への認識を深めるための啓発推進

- 学校教育における啓発

- 啓発活動の推進

- 災害時の対応

# 西条市人権文化のまちづくり条例

平成16年11月1日

条例第134号

## (目的)

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法を基本理念として、部落問題をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、外国人等へのあらゆる人権侵害（以下「人権侵害」という。）をなくするための市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、人権文化の根付いた明るく住みよい西条市の実現に寄与することを目的とする。

## (市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、全ての分野にわたり人権に配慮し、人権文化のまちづくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の高揚を図るものとする。

2 市は、人権侵害をなくするため、関係機関と連携し、人権教育及び啓発に努めるものとする。

## (市民及び事業者の責務)

第3条 市民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自らが人権文化のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

## (計画の策定)

第4条 市は、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権施策に関する基本となるべき計画を策定するものとする。

## (啓発活動の充実)

第5条 市は、市民及び事業者の人権意識の高揚を図るため、啓発組織の充実と啓発事業の推進に努め、人権尊重の社会的環境の醸成を促進するものとする。

## (推進体制の充実)

第6条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県その他関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

## (調査の実施)

第7条 市は、人権施策に資するため、必要に応じて調査を行うものとする。

## (人権文化のまちづくり審議会)

第8条 市は、人権侵害をなくするための重要事項を審議する機関として、西条市人権文化のまちづくり審議会を設置する。

## (委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

編集発行 西条市市民生活部人権擁護課

令和3年3月改定

〒793-8601 西条市明屋敷164番地

TEL 0897-56-5151 FAX 0897-52-1210

E-mail jinken-yogo@saijo-city.jp

